

土地改良区からのお願い

限られた水を有効に利用しましょう

1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。

※用水を流す時には、裏作(小麦田等)には充分注意し通水しましょう。

2. かけ流しを絶対になくし、**用水の節約に努めましょう**

3. 適正な水門、堰板の管理を**しましょう**

※近年、集中豪雨による溢水被害が多発していますので、水門等の管理をお願いします。

農地を異動・転用した場合は、届出を忘れずをお願いします!

(詳細は、6ページをご覧ください)

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてしまいますので、ご注意ください。

毎年4月1日現在で賦課金が発生します。届出は、毎年3月31日までにお願いします。

届出用紙が必要な場合は、土地改良区(0276-33-7181)までご連絡ください。

各農協の窓口にもご用意しています。

組合費の口座振替納付について

令和4年度より『群馬銀行口座』の
取り扱いを開始します。

ご希望の方は土地改良区(0276-33-7181)

までご連絡ください。

申請用紙を郵送いたします。

廃棄物の不法投棄や不法焼却を確認したら、
情報提供をお願いします。

[不審な行為に対する通報・問合せ先]

ハイ ゴミ 通報
0120-81-5324

(群馬県産廃物・リサイクル課内)



皆様のご協力をお願いします!

水路環境の美化を推進するため、啓発看板を無償で提供しています。看板設置をご希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。